

# 三次市社会福祉協議会 第5次地域福祉活動計画

実施期間：令和元（2019）年度～令和5（2023）年度



## 社会福祉協議会とは？

「地域福祉活動」や「ボランティア活動」の普及・定着、また、活性化について、住民の立場で考え、話し合い、発信していく地域に最も身近な地域福祉をすすめる団体です。

## 地域福祉活動計画とは？

三次市社会福祉協議会が行う事業の指針となるものです。地域へ提示することで社会福祉協議会が担う役割や機能、事業への理解と周知に努めるとともに、地域の様々な課題を様々な人や団体が協力し支え合う社会に近づけるための計画です。

## 地域福祉活動計画策定にあたって

三次市社会福祉協議会は、これまで平成 19 年度の「第 1 次地域福祉活動計画」以来、3 年ごとに地域福祉活動計画を策定し、地域住民の皆さまのご協力をいただきながら事業に取り組んでまいりました。

特に「第 4 次地域福祉活動計画」の最終年度となります平成 30 年度には、生活支援体制整備事業による元気サロンの立ち上げや資源マップの作成、7 月豪雨の際には災害ボランティアセンターや地域支え合いセンターの立ち上げによる被災者支援、成年後見事業では市民後見人の養成に取り組むなど、一定の成果をあげることができました。

しかしながら、近年、更なる少子高齢化、家族機能の低下、地域住民のつながりの希薄化などが進行し、地域社会は大きく変容しています。また、各地域で発生している大規模自然災害を通して、日頃から地域のつながりや支え合いが必要とされるなかで、これまでの福祉制度の枠組みでは対応が難しい複合的な生活課題や地域課題が生じています。

この度策定しました「第 5 次地域福祉活動計画」では、国や県、三次市の施策と方向性を同じく、地域共生社会の構築に向けた提案を行っています。本計画においては職員が地域に出向き地域共生社会の実現に向け地域の皆さまと一緒に取り組むなど、地域に密着した活動をこれまでとは違う新たな形で行えるよう提案させていただきます。

地域福祉活動計画の基本理念である「すべての人が住みなれた地域で、どのような障がいや支障があっても、安心して暮らせる地域づくり」を実現するために、4 つの行動指針（たすけあう・ささえる・つなげる・ひろめる）を掲げ、地域福祉活動計画を推進してまいります。

三次市社会福祉協議会のすべての役職員で、この計画に基づき確実に事業を推進してまいりますので、関係団体の皆さま、地域住民の皆さまの一層のご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 31 年 3 月

社会福祉法人三次市社会福祉協議会  
会長 田村 武敏



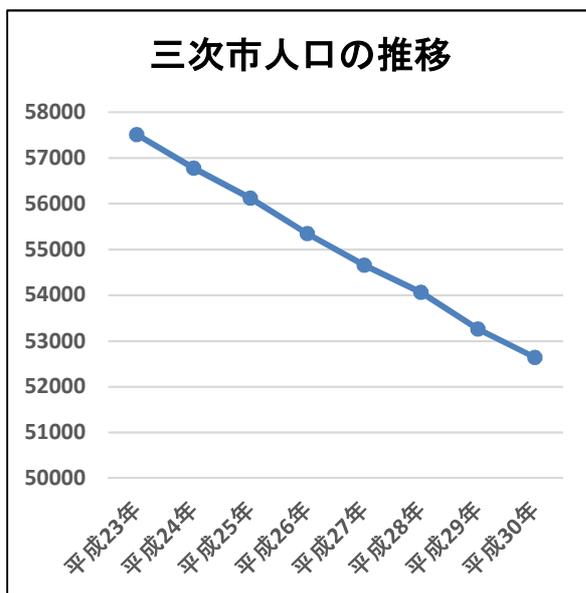
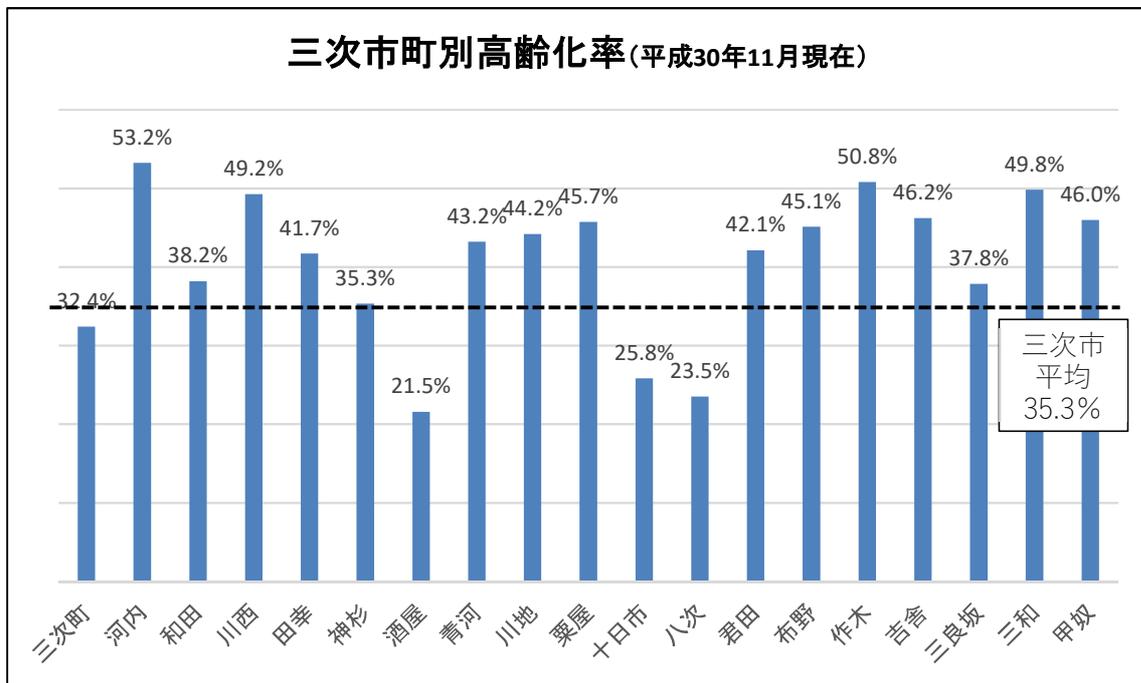
# 第1章 計画策定の背景

## ～社会福祉を取り巻く状況や施策の動向について～

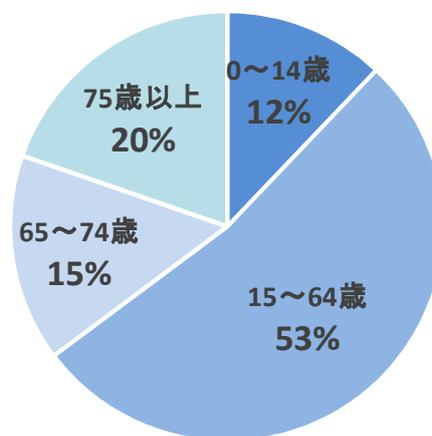
近年、わが国は超高齢社会を迎え、令和 22（2040）年までは一貫して人口減少・少子高齢化が進行すると予測されています。

三次市は平成 16（2004）年 4 月 1 日の合併からおよそ 15 年が経過しましたが、この間、平成 16 年に 62,265 人だった人口は平成 30（2018）年 11 月現在、52,644 人となり 9,621 人の減少となっています。

高齢化率は 35.3%（前年比 0.4 ポイント増、広島県／28.2%、全国／27.7%）、後期高齢化率は 19.7%（前年比 0.1 ポイント増、広島県／14.0%、全国／13.8%）と全国平均を上回る結果となっています。



### 市民の世代ごとの割合



データ：三次市ホームページより

こうした社会の動きに合わせて、「介護保険法」では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制づくりが進められています。

同時に、障害者総合支援法においても「障害者の地域移行」と「障害者の地域生活支援」が推し進められており、自助（個人）・互助（近隣）・共助（介護保険など）・公助（行政など）をつなぎあわせた地域包括ケアシステムを全世代・全対象に拡大し、共生社会の実現をめざす「新しい地域包括支援体制」の構築に向けた取り組みが求められています。

三次市においても、集落自治機能の低下、2025年問題、社会的に孤立した人々の生活課題の顕在化、制度の狭間にあるニーズなど問題は多様化・複合化しており、分野別の制度で支援するには限界があります。

また、平成30年7月豪雨のように、近年は大規模自然災害が各地で発生しています。災害発生時や復興時における地域課題への対応も大変重要となっています。

このような社会状況の中で、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで孤立せず、その人らしい生活を送ることができる地域をつくる取り組みが必要となっています。

「地域共生社会の実現」では、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援することなどが示されています。その体制づくりの中心的な機関としてあげられているのが社会福祉協議会です。（全社協 社協・生活支援活動強化方針 平成30(2018)年より）

三次市社会福祉協議会では、このような状況を踏まえ、これまでの地域福祉活動計画の基本理念を継承しながら、関係機関や市民と協力し、誰もが安心して生活できる福祉のまちづくりに努めます。

## ～第4次地域福祉活動計画の実施評価～

第4次地域福祉活動計画（平成28(2016)年度～平成30(2018)年度）では、第3次地域福祉活動計画に引き続き、「すべての人が住みなれた地域で、どのような障がいや支障があっても、安心して暮らせる地域づくり」を基本理念に掲げ、三次市における地域福祉推進の中核として、三次市の施策と連携した事業や、関係機関などとの連携・協働の取り組みを進めてきました。

次に4つの柱ごとの主な取り組み成果と課題をまとめます。

### 主な取り組み成果と課題

#### ○たすけあう…ボランティア活動や小地域福祉活動による住民同士の関係づくりや連携の取り組み

- ・住民同士が助け合う活動を支援し、共に課題解決に取り組むために、見守り事業や担い手の育成、つながりづくりに取り組みました。
- ・見守り事業は、市社協単独で取り組むことは難しく、他団体などとの連携や地域の理解、協力が必要です。
- ・地域支援の必要性を伝えることと人材確保を目的に、各種研修会や養成講座を開催していますが、高齢化などにより事業や活動の担い手が不足し、一人ひとりの負担も重くなっている実情があります。
- ・生活支援体制整備事業では、資源マップの作成や元気サロンの立ち上げ支援などを行うことで、地域へ出向くきっかけになりました。
- ・三次市地区社会福祉協議会連絡協議会を立ち上げ、19地区社協相互や関係機関などとの情報共有、連携を図りました。
- ・平成30年7月豪雨では、災害ボランティアセンターを立ち上げ被災者の支援を行いました。

#### ○ひろめる…地域のいろいろな人や団体がそれぞれの持ち味を活かし協力して地域福祉を推進する取り組み

- ・地域福祉についてお互いの理解と協力の必要性を伝え、あらゆる人が地域福祉の担い手として連携・協働することの大切さを広めるために、広報活動や出前講座に取り組みました。

- ・三次市からの委託事業を受け、事業の目的を達成するために行政などと連携・協働を図りました。
- ・各種研修会などの受講者が少なく周知方法に課題があり検討が必要です。
- ・地域へ積極的に出向くことを目的に始めた出前講座は、地域からの依頼が増え、福祉や介護に関する情報が伝えられるようになりました。

#### ○ささえる…専門的な相談から支援まで実施する主体となり、社会福祉協議会の特徴を活かした取り組み

- ・新たな福祉課題の発見と、その課題に対応するための福祉サービスの充実や仕組みづくりに取り組みました。
- ・市民からの相談に対して、相談者に寄り添い、関係機関などと連携をとりながら問題解決につなげるなど相談支援体制を整備しました。
- ・成年後見事業は、市民後見人養成研修など育成体制ができつつあり、受講後に権利擁護や福祉サービス利用援助事業の支援員としての活動へつながっています。
- ・今後ますます支援が必要な方は増えることが予想され、特に制度の挟間のニーズにどう対応していくかが課題となっています。

#### ○ととのえる…地域福祉を推進する社会福祉協議会の人材や組織強化の取り組み

- ・地域福祉活動計画を推進するために、人材づくりと組織体制づくりに取り組みました。
- ・地域福祉事業の本所機能強化などを目的に、機構改革を行い効率的、効果的な組織体制の確立に努めました。
- ・役職員研修会やキャリアアップ研修などに積極的に参加し、知識や技術の向上に努めました。

第4次地域福祉活動計画期間においては、社会福祉協議会として必要と思われることを事業化し、多様な事業や活動を進めてきました。しかし、少子高齢化、人口減少が進む中、その目的を達成するためには各地域の実情を把握、整理すること、地域や関係機関と目的などを共有し、地域と一体となった地域福祉の推進が必要不可欠です。

また、各事業も単体で実施するのではなく、各々の事業が連動した形で働きかけを行い、より効率的な目に見える成果をあげることが必要です。

## ～第5次地域福祉活動計画策定における意見聴取～

第5次地域福祉活動計画では、「地域共生社会の実現」を目指していることから、関係機関などによる地域福祉活動計画策定委員会を設置しました。

策定委員会では、外部からの評価や情報をいただくとともに、計画の方向性や具体案の検討、施策の検証を行い、広く市民の意見を反映させ計画を策定しました。

第5次地域福祉活動計画を策定するにあたり、策定委員を中心に関係者などへ地域福祉活動や三次市社会福祉協議会に対する意見を伺いました。

その中で、三次市社会福祉協議会に求められている役割についての主な意見をまとめます。

### 意見聴取団体

三次市地区社会福祉協議会連絡協議会

三次市民生委員児童委員協議会

三次市老人福祉施設連絡協議会

三次市地域包括支援センター

三次市障害者支援センター

### ～意見のまとめ～

- 地区社協の活性化につながる支援、取り組みをしてほしい。
- 「地域福祉」とはどのようなことがあるか、また、その仕組みづくりなどを地域に周知してほしい。
- ふれあいサロンなどに参加してもらえば、身近で何でも相談できる機会となる。
- ボランティアとして活動につながる「養成講座」などの実施。
- 社会福祉協議会と他団体などに重複している活動があり、各々の役割分担を明確にする必要があるのではないか。
- 関係者が情報の共有と伝達周知できる体制を作してほしい。

第5次地域福祉活動計画は、第4次地域福祉活動計画の成果を次期計画期間につなげるとともに、三次市地区社会福祉協議会連絡協議会や福祉関係団体からの情報や意見などを反映させ策定しました。

## 第2章 地域福祉活動計画の構成

### ①計画の目的

- ・地域福祉活動計画は社会福祉協議会が行う事業の指針となるものです。計画を策定し、地域へ提示することで、社会福祉協議会が担う役割や機能、事業への理解と周知に努めます。
- ・第5次地域福祉活動計画では、昨今の社会情勢の中で求められている「地域共生社会の実現に向けた地域づくり」に取り組み、地域の様々な課題を様々な人や団体が協力し支え合う社会に近づけることを目的とします。
- ・第5次地域福祉活動計画では、支援を必要とする個人や地域の課題を収集するとともに、支援をしようとするボランティアや社会福祉法人、NPO法人や企業などのあらゆる地域資源を個人や地域の課題と結びつけることに取り組みます。

### ②計画の位置づけ

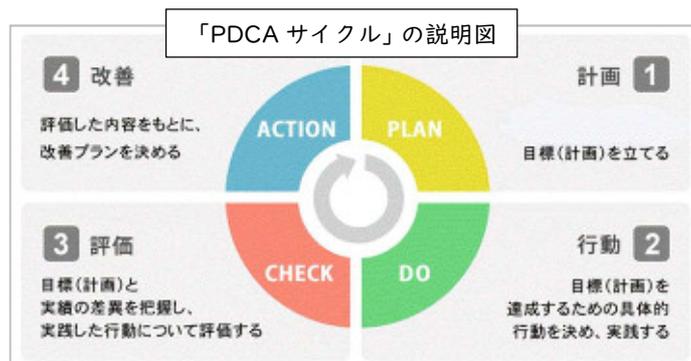
この計画は、三次市が策定した「第2次三次市総合計画」「第8期高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」「三次市障害者計画」などの関係する計画と整合性を持ち、社会福祉協議会は地域福祉を推進する機関として、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して、地域の福祉課題を解決するためにさらに連携を強化していくものとして位置づけています。

### ③計画の実施期間

この計画の実施期間は、平成31(2019)年度から令和5(2023)年度までの5年間とします。

### ④計画の進行管理と評価

PDCAサイクルに基づき各事業・取り組みを推進します。年度ごとに進捗状況などの確認を行い、単年度評価を積み重ねるとともに、中間となる令和3(2021)年度に評価委員会を設置し、必要に応じて計画の修正を行いながら、効果的な事業推進を図ります。



## 第3章 地域福祉活動計画の考え方

### ①基本理念

**“すべての人が住みなれた地域で、  
どのような障がいや支障があっても、安心して暮らせる地域づくり”**

地域づくりを行う主体は「市民＝地域住民」一人ひとりです。その一人ひとりが「ささえあい」の取り組みを「地域」で行い、そうした地域と地域が結びつきながら、三次市全体が「安心して暮らしやすいまち」になっていくことを目指します。

### ②地域福祉活動計画で取り組む目標

基本理念の実現に向けて取り組み目標を設定します。

**“地域共生社会の実現に向けた地域づくり”**

- ・住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- ・地域の人・物・財源などの福祉資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

「地域共生社会」とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度や分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が『わが事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指すものです。

### ③行動指針

基本理念、計画で取り組む目標を実現するために、次の4つの行動指針を掲げます。

**たすけあう** 市民、ボランティア、社会福祉関係者や団体、関係機関が協力しながら福祉課題に取り組み、住民同士が共に助け合う活動を支援します。

**ささええる** 多様化する福祉課題や生活課題に対応するための福祉サービスの充実や仕組みづくりを行います。

**つなげる** 地域の課題に対して、地域の多様な主体が参画できるよう、地域と資源をつなげます。

**ひろめる** 地域福祉についてお互いの理解と協力の必要性を伝え、地域社会のあらゆる人々が地域福祉の担い手として、連携・協働する大切さをひろめていきます。

#### ④重点目標

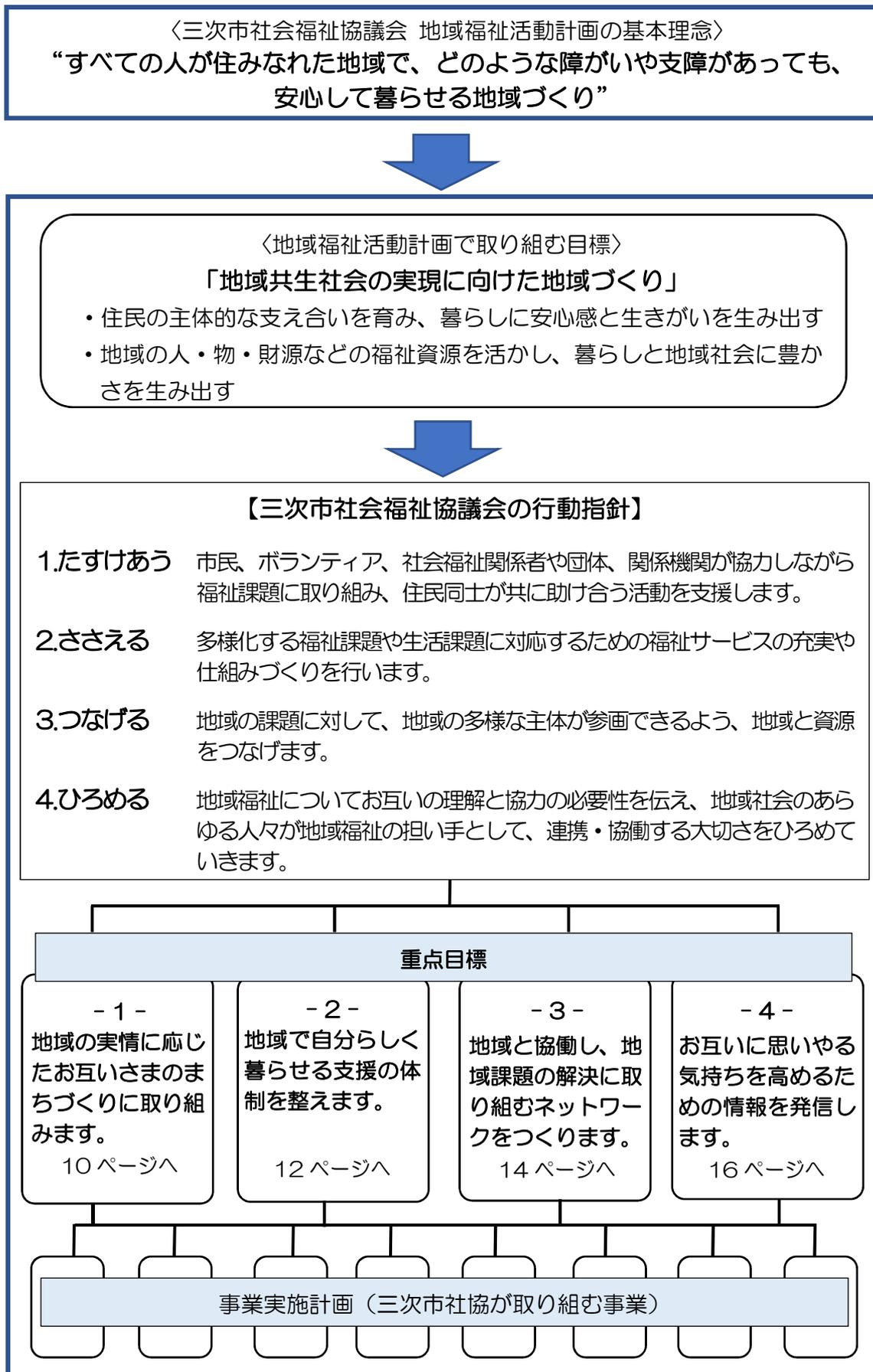
基本理念及び行動指針を踏まえ、第5次地域福祉活動計画を推進していくために、4つの重点目標を定めます。

1. **地域の実情に応じたお互いさまのまちづくりに取り組みます。**
2. **地域で自分らしく暮らせる支援の体制を整えます。**
3. **地域と協働し、地域課題の解決に取り組むネットワークをつくります。**
4. **お互いに思いやる気持ちを高めるための情報を発信します。**

重点目標には、それぞれに“行動計画”を設定しています。

行動計画は、重点目標の達成に向けて、計画の実施期間中にどのようなことに取り組んでいくのかを明記しています。

## ⑤地域福祉活動計画の体系図







これからの5年間、  
これらのごことに力を入れて取り組んでいきます。  
地域みなさんご協力よろしくお願いします！

#### 行動計画

**1** 市内19地域の課題とニーズを整理し、地域と共有して課題解決に取り組めます。

#### 内容

地域へ出向いて地域の特性や課題、要望などを整理します。  
また、各地域団体などと連携して、住民と専門機関、市社協で情報を共有するとともに、各々の役割を確認します。

関係機関が行う取り組みと連携し、地域の福祉課題の解決に向けた協議体を地域ごとに位置づけます。

#### 行動計画

**2**

サロンや見守り、生活支援など地域の福祉力を高める活動づくりに取り組めます。

#### 内容

地域における互助・共助による支え合い活動を推進するため、地域住民の交流拠点となるサロンや、買い物などのちょっとした生活支援を行う仕組みづくりに取り組めます。

#### 行動計画

**3**

関係者と協力しながら被災者を支える体制づくりに取り組めます。

#### 内容

平成30年7月の豪雨災害で経験したことを活かし、被災者の気持ちに寄り添った活動ができるボランティアセンターの運営に努めます。

## 地域で自分らしく暮らせる支援の体制を整えます。



どうして取り組むの？

### 〈取り組みの背景〉

各々が抱える生活課題は多様化・複雑化しており、地域のつながりや制度、公的サービスだけでは支援が困難なことが増えています。

課題があっても“自分らしく暮らせる”ように、地域や関係機関と協力して支援体制を整備していく必要があります。

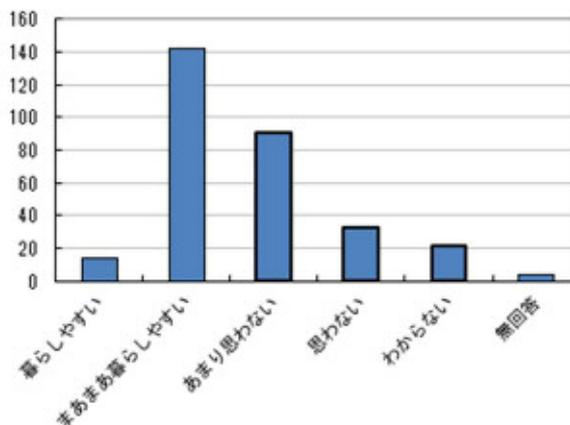
#### 関係機関からの意見抜粋

- 地域住民一人ひとりが抱える課題や要望が多種多様であり、適切な支援につなげられず、住民の孤立や支援者の負担が顕在化している。
- 社会福祉協議会と他団体などに重複している活動があり、各々の役割分担を明確にする必要があるのではないか。

#### 第4次計画策定時アンケート抜粋

【設問】三次市は子どもや高齢者、障がいのある人などにとって暮らしやすいまちだと思いますか。

約半数の方が「暮らしやすい」(14件)・「まあまあ暮らしやすい」(142件)と答えられた一方で、「あまり思わない」(91件)・「思わない」(33件)・「わからない」(21件)とあり、ほぼ同じくらいの反対意見もありました。



#### 三次市社協の取り組みは…



### 〈現状と課題〉

- 「福祉サービス利用援助事業かけはし」や「権利擁護センターもみじ」によって、権利擁護などの支援を行っていますが、潜在的に支援を必要としている方などへ適切な情報が伝わっていない状況があります。
- 手話奉仕員や要約筆記奉仕員、介護予防ボランティアなど、様々な方のボランティア活動によって地域住民の暮らしを支えていただいています。しかし、全体的に人数が不足しており、“支え手”を増やしていくことが課題となっています。



これからの5年間、  
これらのご事に力を入れて取り組んでいきます。  
地域のみなさんもお協力よろしくお祈いします！

#### 行動計画

1

生活課題を抱える方が適切な支援を利用できるような環境をつくり支えます。

#### 内容

権利擁護支援事業などを通して、成年後見や権利擁護などに関する相談に対応し、支援が必要な方を支えます。

地域に出向いての相談会や、講演会を開催し市社協の事業について周知・協力の働きかけを行います。

#### 行動計画

2

多様化するニーズに対応できるよう、福祉の“支え手”を増やしていきます。

#### 内容

福祉全般にわたって専門機関を把握し、必要に応じて専門機関と連携がとれる体制づくりを進めます。

当事者団体や関係機関、社会福祉法人やNPO法人、企業などと協議・連携し、事業の広報活動や養成講座を開催し、地域の課題解決のための活動に主体的に取り組んでもらえる“支え手”を増やしていきます。



## 地域と協働し、地域課題の解決に取り組むネットワークをつくります。

### 〈取り組みの背景〉



どうして取り組むの？

多様化・複雑化した地域の課題に対して、制度・分野の枠を超えて地域の多様な主体が参画した取り組みが求められています。

専門職間で多職種協働の取り組みが協議され、各団体の地域貢献に関わる法整備も進められている中、市社協として各分野での課題や情報を集約し、地域と資源をつないでいく必要があります。

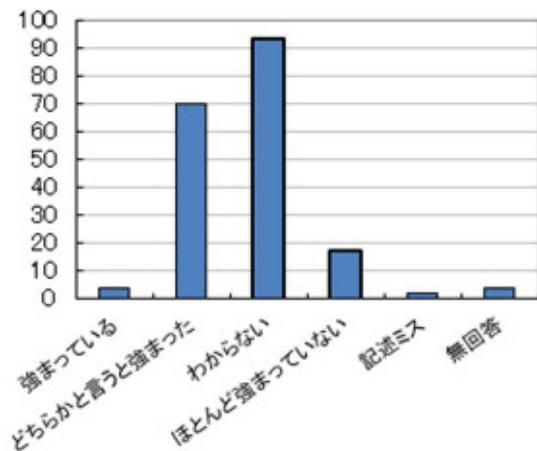
#### 関係機関からの意見抜粋

- 関係者などがお互いの考え方や方針などを情報交換し、共有できるような機会があればいいのではないか。
- 公的サービスでは対応できない日常生活の支援が必要。
- 職員がふれあいサロンなどに来てもらえば、身近で何でも相談できる機会となり得ると思う。

#### 第4次計画策定時アンケート抜粋

【設問】福祉課題に対する住民同士の協力関係やまとまりが強まったと感じますか。

協力関係について、「強まった」(4件)・「どちらかと言うと強まった」(70件)に対して、「わからない」(93件)・「ほとんど強まっていない」(17件)と半数以上(110件)がマイナス意見です。市社協として住民・組織間のつながりを強化する働きかけに取り組む必要があります。



三次市社協の取り組みは…



### 〈現状と課題〉

- 市社協は、地区社協をはじめ、各福祉団体や関係機関と関わりを持っています。地域の課題解決に向けた取り組みを行うには、各団体が行う事業や活動を支援するだけでなく、各々が情報を共有し連携した取り組みにつなげることで、福祉分野だけでなくさまざまな企業などとも協働するなどの働きかけが必要です。
- 三次地区医師会・三次市地域包括支援センター・三次市・市社協の4者で「地域包括ケア推進連絡会議」を開催し、推進に向けた取り組みを行っています。協議の場において“住民の声を届ける”という役割を担うには、地域の実情を十分に聞き取ることが求められます。



これからの5年間、  
これらのごことに力を入れて取り組んでいきます。  
地域みなさんもご協力よろしくお願いします！

#### 行動計画

1

地域福祉を進めるために、さまざまな人材や団体をつなげるネットワークづくりを進めます。

ボランティア活動に関するニーズや情報を集約し、活動につなげられるようボランティアセンター機能を充実させます。

#### 内容

福祉団体や専門職による連携をより充実させると共に、専門領域の枠を超えたさまざまな企業との関係づくりに取り組みます。

高齢者、障がい者、児童などの分野や世代を超えた課題に対応するため、地域共生をテーマとした意見交流の場づくりに向けた働きかけを行います。

#### 行動計画

2

コーディネート機能を拡充し、市社協の役割としての認識を高めます。

住民目線の問題提起、提案、働きかけができるしくみをつくり、職員による訪問活動に取り組みます。

#### 内容

地域課題やニーズに対して、行政や専門機関への橋渡し役として横断的に連携し解決に取り組みます。

## お互いに思いやる気持ちを高めるための 情報を発信します。

### 〈取り組みの背景〉



どうして取り組むの？

地域には、生きづらさを感じている人がいます。だれもがより暮らしやすい地域にするためには、お互いを理解し、思いやる気持ちを持つことが必要です。

地域に社会福祉協議会の役割や仕事を知っていただくための情報発信をはじめ、学習や交流の機会を通じて一人ひとりのつながりをひろめていくことが考えられます。

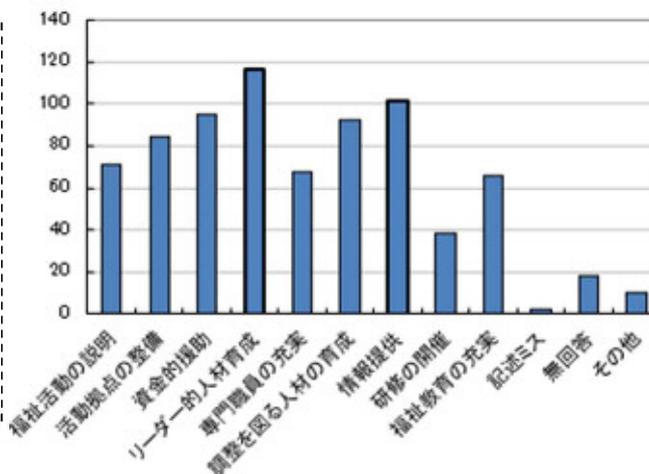
#### 関係機関 からの 意見抜粋

- 市社協の活動が広く市民に浸透していないような気がする。いろいろな活動、支援があることを周知したほうがよい。
- 講座や講師などの情報を提供してほしい。地域福祉活動とはどのようなことがあるか教えてほしい。

#### 第4次計画策定時 アンケート抜粋

【設問】支えあい活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。(複数回答)

地域の支えあいを広めていくための意見として、「リーダー的人材育成」(116件)・「情報提供」(101件)が必要とされています。市社協として、地域に情報発信、問題提起などを行い、より多くの方に“地域福祉活動”へ関心をもってもらい、参加していただく働きかけが必要です。



#### 三次市社協の取り組みは…



### 〈現状と課題〉

- 社協だより・ホームページなどを通して地域福祉に関する情報を発信しています。時代の変化、技術の進展から多様化した情報発信ツールを取り入れ、より早く、よりわかりやすい形で地域に情報を発信していく必要があります。
- 出前講座や福祉体験学習の講師として、地域や学校へ出向いていますが、限定的な活動になっており、より広く地域に出向いて地域課題やニーズを把握し、地域福祉の推進につなげる取り組みが必要です。
- 福祉教育を実施する中で、当事者団体や地域との関りが薄いので、学校をはじめ、各団体と協力して「地域共生社会」に向けた働きかけを考える必要があります。



これからの5年間、  
これらに力を入れて取り組んでいきます。  
地域みなさんご協力よろしくお願いします！

#### 行動計画

多くの地域住民が福祉に関心を持ってもらえるよう、福祉情報を発信します。

#### 内容

より多くの方に福祉に関心を持ってもらえるよう、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の活用を含めた全体的な広報方針や媒体などを協議し、情報を発信していきます。

地域住民に対して地域福祉活動への参加や地域とつながりを持ち、“地域の問題をみんなで解決する意識”を高める働きかけを行います。

#### 行動計画

2

地域・世代を広く対象とした“福祉教育”に取り組み、「地域共生社会の実現」についての理解をひろめていきます。

#### 内容

地域の課題や要望が多様化していく中で、住民参加・交流の機会や次世代の人材育成の取り組みについて協議していけるように、関係機関へ働きかけを行います。



## 第5章 事業実施計画について

### ～事業実施計画とは～

三次市社会福祉協議会は、地域福祉を推進していく取り組みとして 19 事業を展開しています。

各事業の取り組みの基になるものが、“事業実施計画”です。

事業実施期間は、平成 31（2019）年度から令和 5（2023）年度とし、単年度ごとに事業の取り組み状況や進行状況を評価すると同時に、第 5 次地域福祉活動計画の評価へとつなげていきます。

生活支援体制整備事業.....	19 ページ
三次市生活サポート事業.....	20 ページ
ボランティア活動支援.....	21 ページ
ボランティアはるかぜネット.....	22 ページ
被災者生活サポートボラネット.....	23 ページ
地区社会福祉協議会との連携.....	24 ページ
ふれあい・いきいきサロン.....	25 ページ
障がい児者交流事業.....	26 ページ
ふれあい福祉相談.....	27 ページ
権利擁護センターもみじ.....	28 ページ
福祉サービス利用援助事業かけはし.....	29 ページ
各種福祉資金貸付け.....	30 ページ
介護・健康づくり事業.....	31 ページ
障害者地域生活支援事業.....	32 ページ
広報活動.....	33 ページ
各種団体との連携強化.....	34 ページ
ふれあい出前講座.....	35 ページ
福祉教育推進活動支援.....	36 ページ
共同募金運動の推進.....	37 ページ

## □ 生活支援体制整備事業

### 【事業内容】

- ・市内19地区の実態把握、情報整理、課題分析を通して、地域住民や関係機関と一緒に必要な取り組みを検討します。
- ・地域の人や物などの福祉資源の調査・把握・開発を行うことを目的に、「地域資源マップ」を作成し地域住民や支援者へ有効活用をすすめます。
- ・地域住民が主体となって、行政や専門機関の協力をもとに、連携・協働し地域課題の解決に取り組む“協議体”をつくります。
- ・「生活支援サポーター養成研修会」を開催し、地域で高齢者などの生活を支える担い手を増やしていきます。
- ・各地区で住民主体により介護予防に取り組む通いの場「元気サロン」の立ち上げ支援、運営支援を行います。

### 【実施状況】

- ・地域で活動する生活支援の担い手育成のため、生活支援サポーター養成研修会を毎年1回開催している。
- ・住民主体の通いの場として「元気サロン」立ち上げのための説明会の開催や、立ち上がったサロンへ継続支援を行っている。
- ・平成30年度に地域資源マップ「三次市高齢者生活支援情報（第1版）」を作成し、地域の支援者にモニターとして利用してもらっている。

### 【今後の方針】

- ・各地区への協議体設置については、三次市の方針をもとに地区社協や自治体、地域の関係者、各専門機関などから情報収集を行うことが必要である。
- ・生活支援サポーター（はるかぜ会員・生活サポート会員）養成研修会は、開催方法などについて検討する。事業内容について関係機関と連携し、協議する必要がある。
- ・元気サロンは、小地域での通いの場として継続して支援する。1年を経過したサロンの訪問・支援について三次市、三次市地域包括支援センター、リハビリ専門職などの協議が必要である。
- ・「三次市高齢者生活支援情報（第1版）」は配布した支援者の意見などをもとに、情報収集の方法や対象地域の規模などを検討し、第2版の作成を進めていく。

【事業計画】	実施年度				
	'19年	'20年	'21年	'22年	'23年
市内19地区の実態把握、情報整理、課題分析を他事業と連携して取り組み、収集した情報などは各地域、関係機関に発信します。	新規 3地域				
各地域で人や物などの福祉資源の調査・把握・開発を行い、地域住民及び支援者が有効活用できる地域資源マップを作成し、随時情報を更新します。					
定期的な情報共有や、地域課題の解決に向けた協議の場として、各地域に協議体を位置づけ、住民主体のネットワークの構築を図ります。	新規				
生活支援サポーターの養成を行い、支え合う地域づくりを進めます。（H30年度 生活サポート会員登録者数：30名）	40名	50名	60名	70名	80名
地域住民の通いの場づくりと自身の健康づくり、地域づくりとなるよう元気サロンの説明会、立ち上げの支援、継続支援を行います。（H30年度 元気サロン立ち上げ数：22か所・参加者：約300名）	38か所 380名	57か所 570名	67か所 670名	77か所 770名	87か所 870名

## □ 三次市生活サポート事業

### 【事業内容】

- 三次市及び三次市地域包括支援センターと連携しながら、要支援認定者に生活サポート会員を派遣し高齢者の孤立や健康状態の低下予防と、在宅での暮らしを支援します。

### 【実施状況】

- 平成30年度に「三次市生活サポート事業」を開始し、利用者3名に対して、5名の生活サポート会員が支援を行っている。

### 【今後の方針】

- 三次市及び三次市地域包括支援センターと協議を行い、支援体制を整える。

【事業計画】	実施年度				
	'19年	'20年	'21年	'22年	'23年
利用者の自立支援として、生活サポート会員、三次市地域包括支援センターと連携した生活支援サービスを行います。					
生活支援サポーター（生活サポート会員・はるかぜ会員）を対象とし交流会を開催し、支援体制の充実を図ります。					

## □ ボランティア活動支援

### 【事業内容】

- ボランティアに関する講座の開催や活動を紹介し、多くの地域住民がボランティア活動に参加していただけるよう働きかけを行います。
- ボランティア活動についての情報を把握し、地域へ発信します（ボランティアセンター掲示板、市社協窓口、ホームページ、ウェブサイトなど）。
- ボランティアグループを対象とした会議や交流会を開催し、各団体、関係者で連携を図ります。
- 「三次なんでもボランティアバンク」や「ボランティア活動助成事業」によって、ボランティア活動を支援します。

### 【実施状況】

- ニーズの多様化に対応できるよう地域と連携して情報収集し、ボランティア団体へ情報提供するなどのボランティア支援を検討する必要がある。
- ボランティア活動助成事業実施要領の見直しは協議するも結論が出ていない。

### 【今後の方針】

- ボランティアが身近な活動であること、様々な活動があることを発信し、ボランティアの育成・相談・調整などを図る。
- ボランティア活動助成事業の見直しについて評価基準などを継続して協議する。

【事業計画】	実施年度				
	'19年	'20年	'21年	'22年	'23年
地域からの要望やボランティアバンクの情報を整理し、ボランティアに関する情報を地域へ発信します。	→				
ボランティアグループ代表者会議、ボランティアグループ交流会を開催し、各団体の連携、協力を働きかけることで、三次市内のボランティア活動を支援します。	→ 会議・交流会（各年1回）				
ボランティア講座を開催し、幅広い世代の地域住民にボランティア活動へ参加、また興味をもっていただけるよう働きかけを行います。	→ 講座（年1回）				
ボランティア活動助成事業実施要領の見直しを行い、ボランティア団体の活動を支援します。	→ 協議	→ 実施			

## □ ボランティアはるかぜネット

### 【事業内容】

- 住民相互の有償ボランティア活動による生活支援を通して、地域の生活課題の解決に取り組みます。
- ボランティアはるかぜネット事業を広報し、会員の加入を促進します。
- はるかぜ会員の活動に活かせるような研修会や交流会を開催します。
- 「三次市生活サポート事業」と連携した住民主体の訪問サービスとなるよう事業内容を協議します。

### 【実施状況】

- 活動数、会員数ともに年々減少傾向にある。活動会員の減少と高齢化に伴い、対応できるケースが限定的になっている。
- フレンドショップが機能していない。
- 事業の周知が不十分である。地域包括ケアの一資源として他の機関などと連携し、利用者や支援者への周知方法を検討する必要がある。

### 【今後の方針】

- サロンを中心に地域へ事業を発信し、はるかぜ会員以外にも研修会などへの参加を促すなど、新規会員登録を働きかける。

【事業計画】	実施年度				
	'19年	'20年	'21年	'22年	'23年
地域での事業説明や、広報紙を発行し、住民の生活を支える福祉資源として地域へ活動の周知を図ります。(H30年度利用実績見込み：310件)					
	→ 広報・交流会(各年2回)				
	320件	325件	330件	335件	340件
サロンなどで地域の課題を収集し、課題解決の手段として住民相互の助け合いを提案し、事業の発展を図ります。(H30年度はるかぜ会員登録数：47名)					
	→ 新規会員登録(各年5名)				
事業が地域の身近な福祉活動として認識、定着するよう、地域団体との連携などについて協議を行います。					
	新規 → 検討	→ 実施			

## □ 被災者生活サポートボラネット

### 【事業内容】

- ・災害時に備えた体制づくりと、被災地域の復旧支援や被災者の生活支援を行うための拠点づくりを推進します。
- ・災害発生時には、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアによる被災者支援の体制を整えます。
- ・被災者生活サポートボラネット構成団体も参加した、被災者生活サポートボランティアセンターの立ち上げにかかる運営模擬訓練を行います。

### 【実施状況】

- ・平成30年7月豪雨時に被災者生活サポートボランティアセンターを開設したが、十分に対応できたとは言えない。災害発生時に対応できる体制づくりなどの準備をしておく必要があった。
- ・推進マニュアルをはじめ、事業全体の内容について見直しを急ぐ必要がある。

### 【今後の方針】

- ・被災者生活サポートボランティアセンター開設時の反省点をまとめ、他市や他県の活動事例も参考に事業内容の充実を図る。
- ・大規模災害発生時に備えた対策や、小規模災害時の地元ボランティアの確保、状況把握が適切に行えるよう、関係団体と平常から連携が取れる仕組み作りを進める。
- ・災害弱者の声を聞く機会を作る必要がある。

【事業計画】	実施年度				
	'19年	'20年	'21年	'22年	'23年
被災者生活サポートボラネット推進会議を開催し、災害時に備えた体制づくりと、被災地域の復旧支援や被災者の生活支援を行うための拠点づくりを推進します。	→ 会議（年1回）				
平常時から機能するネットワークを構築し、被災者生活サポートボラネット推進会議や災害支援体制を強化するための研修会、運営模擬訓練を開催します。	→ 研修会・模擬訓練（各年1回）				
地域の実情にあった被災者支援体制を整えられるよう、各地域の状況を把握し、地域団体の取り組みに協力します。	新規 →				
被災者生活サポートボラネット推進マニュアルを見直し、地域などへ概要版を配布することで、地域住民へ取り組みを周知します。	新規 → 協議	→ 配布			
平成30年7月豪雨に対して、地域支え合いセンターを設置し、各種関係機関と連携して被災者の生活再建を総合的に支援します。	→ ……→				

## □ 地区社会福祉協議会との連携

### 【事業内容】

- 地区社協役員を対象に研修会や情報交換会などを開催し、地域福祉活動の推進を図ります。
- 地域の特性や課題、要望などを整理し、各地域の実情にあった地域福祉活動を推進します。
- 地区社協活動助成金を交付して地域福祉活動を支援します。

### 【実施状況】

- 地区社協との会議や協議の場はあるが、地域課題についての視点や対応などの実践的な研修が必要である。

### 【今後の方針】

- 地域主体の小地域福祉活動を、各々が地域の実情に沿って行えるように市社協として働きかけ、支援していく。

【事業計画】	実施年度				
	'19年	'20年	'21年	'22年	'23年
地区社協を対象とした研修会や、三次市地区社協連絡協議会を開催し、地区社協と市社協間の協働などについて協議し、地域福祉活動の推進に取り組みます。					→
	研修会・会議各年1回（適宜）				
市内19地域に出向きサロンや見守り活動、生活支援などの活動について課題や要望などの情報を整理、地域の関係団体と共有を図ります。	新規				→
地区社協活動助成金を交付し、各地域の地域福祉活動を支援します。					→

## □ ふれあい・いきいきサロン

### 【事業内容】

- ・サロン活動に関する相談対応や情報提供などを通して、サロンの運営を支援します。
- ・各地域にあるサロンの現状を把握し、情報整理、課題分析を行い、サロン運営の支援体制整えます。
- ・放課後サロン、子育てサロンへ会場提供などの支援をします。
- ・活動費助成や職員を含めた講師の派遣調整、ゲームなど備品の貸出しをします。
- ・常設型サロンの運営を通して、地域住民の交流や通いの場づくりを推進します。

### 【実施状況】

- ・サロン代表者やボランティアの世代交代や負担軽減が課題となっている。
- ・参画型サロンの働きかけや、無理なく続けられるサロン運営を提案、支援していく必要がある。
- ・高齢者や障がい者、児童など幅広く参加できる場づくりを、当事者団体や地域、関係機関と一緒に検討していく必要がある。

### 【今後の方針】

- ・地域の実情や住民の意向を把握し、他事業と連携をとりながら支援方法を協議し、地域の受け皿づくりをすすめる。

【事業計画】	実施年度				
	'19年	'20年	'21年	'22年	'23年
サロンボランティア研修会、サロンのつどいの開催、講師派遣や備品貸出し、活動費助成を通してサロン運営を支援します。					
	 研修会(年1回) つどい(年2回)				
サロンに出向いて、現状や課題、要望を把握します。他事業と連携して、地域の人や物などの福祉資源や情報を集約、発信します。					
	 <b>新規</b>				
常設型サロンを“住民主体の通いの場”として地域へ認知してもらえるよう運営方法の見直しを行い、多くの地域住民に参加を働きかけます。					
					

## □ 障がい児者交流事業

### 【事業内容】

- ・「ふれあいわいわいパーティー」や「ふれあいハイキング」などの開催を通して、障がいをもつ人同や、地域住民との交流を図ります。
- ・障がい児者の通いの場づくりや「共生社会」に向けたイベントの開催など、地域に必要な取り組みについて関係機関、当事者団体などと一緒に検討します。

### 【実施状況】

- ・「ふれあいハイキング」、「ふれあいわいわいパーティー」ともに恒例事業となり、参加者も楽しみにされているが、参加者、ボランティアともに固定化し、減少傾向にある。
- ・障がい児者サロンは他機関の取り組みも踏まえ、平成28年度に中止とした。

### 【今後の方針】

- ・事業を広く地域に周知し多くの方に参加してもらえるよう実施方法について検討する。
- ・今後、地域包括ケアに児童や障がい児者などが含まれることから、日常的な支え合いにつながる働きかけを関係機関・団体と一緒に検討する。

【事業計画】	実施年度				
	'19年	'20年	'21年	'22年	'23年
「ふれあいハイキング」に、より多くの方が参加してもらえよう内容や募集方法を検討し、開催します。					→
「ふれあいわいわいパーティー」に、より多くの方が参加してもらえよう内容や募集方法を検討し、開催します。					→
障がい児者の通いの場や、ボランティアとの交流など、「地域共生社会」に向けて必要な取り組みについて関係機関と一緒に検討します。	新規 → 検討	→ 実施			→

## □ ふれあい福祉相談

### 【事業内容】

- 相談窓口として地域住民の相談を受け、適切な支援、専門機関へつなぎます。
- 弁護士による法律相談会を開催します。
- 関係機関と情報を共有し、円滑な連携を図ります。

### 【実施状況】

- 相談件数は減少傾向にあり、各専門機関での相談窓口が充実したことが要因の一つである。
- 平成30年度から法律相談以外の相談は特定の開設日を設けず、随時職員で対応している。

### 【今後の方針】

- 地域住民が来所、相談しやすくなるよう相談窓口や受付方法について検討していく。
- 職員が福祉全般にわたって専門機関を把握し、必要に応じて専門機関と連携をとれる体制づくりを図る。

【事業計画】	実施年度				
	'19年	'20年	'21年	'22年	'23年
地域住民が来所、相談しやすくなるよう相談窓口や受付方法について検討し実施します。(H31年1月末現在 相談件数：408件)	450件	460件	470件	480件	490件
福祉全般にわたって専門機関を把握し、必要に応じて専門機関と連携をとれる体制づくりをすすめます。					
職員を対象とした研修の機会をつくり、相談援助技術の向上を図ります。					

## □ 権利擁護センターもみじ

### 【事業内容】

- 成年後見制度に関する相談支援や成年後見人などを受任し後見事務を行います。
- 広島県社会福祉協議会の「あんしんサポートセンターかけはし」や、関係機関と連携し利用者を支援します。
- 成年後見相談会、また成年後見制度の研修会などを開催し、地域全体へ制度を広く周知します。
- 市民後見人候補者及び担当職員を対象とした研修会を開催し、相談、後見事務などの資質向上を図ります。

### 【実施状況】

- 受任者数は年々微増している。
- 成年後見相談会を開催しているが相談件数は少なく、開催方法や周知方法の検討が必要である。

### 【今後の方針】

- 市民後見人制度の普及、後見支援員のサポート体制についての検討を行う。
- 市民にとって関心の高い終活などのテーマと成年後見制度を絡めた講演会などを、他機関と連携して行い、市民に対して成年後見制度の周知を図る。

【事業計画】	実施年度				
	'19年	'20年	'21年	'22年	'23年
成年後見制度を広く周知するために、地域住民及び関係機関を対象に講演会を開催します。					
	講演会（年1回）				
関係機関との連携や、成年後見相談会の開催を通して、支援が必要な方の利用につなげます。（H30年度 成年後見人など受任件数：16件）					
	相談会（年1回／3か所）				
	20件	24件	28件	32件	36件
相談支援・後見事務に対する市民後見人候補者や職員の資質向上のため、具体的な事例をもとにした研修会を開催します。					
	新規 研修会（年1回）				

## □ 福祉サービス利用援助事業かけはし

### 【事業内容】

- かけはしに関する相談支援や、知的障がい・精神障がい、認知症の方の福祉サービスの利用手続きの支援や金銭管理を行います。
- 権利擁護センターもみじや、広島県社会福祉協議会の「あんしんサポートセンターかけはし」、その他関係機関と連携し、利用者を支援します。
- 生活支援員の増員や研修・勉強会を通して、支援体制を整備します。

### 【実施状況】

- 利用件数は増加傾向にあり、需要が増している。
- 権利擁護センターもみじや、県社協などの関係機関と連携をとり、利用者の状態に合わせて適切な機関につながるように支援している。

### 【今後の方針】

- 制度変化への対応や内部連携のための研修会開催を検討する。
- 事業、制度の理解を広げる働きかけを行う。

【事業計画】	実施年度				
	'19年	'20年	'21年	'22年	'23年
地域住民及び関係機関に「かけはし」を広く周知し、支援が必要な方の利用につなげます。					
生活支援員や職員の勉強会を開催し、資質向上に努めることで、支援体制を整えます。					
	勉強会（年2回）				

## □ 各種福祉資金貸付け

### 【事業内容】

- 一時的に金銭的な課題が生じ、生活困難な状況にある方に対して、「福祉資金」の貸付けを行い、地域住民の生活を支援します。

### 【実施状況】

- 相談に関する事務手順を整備し、関係機関と連携をとっている。

### 【今後の方針】

- 他機関との連携や地域へ制度の理解、周知の取り組みを強めていく必要がある。
- 被災者への貸付けや教育資金などについて、適宜情報提供を行う。

【事業計画】	実施年度				
	'19年	'20年	'21年	'22年	'23年
相談者を適切な支援につなげられるよう、また、早期の自立につなげるため、関係機関との連携を強化し、制度理解を深めていきます。					
資金貸付けに関する情報を発信して、事業の周知に努めます。					

## □ 介護・健康づくり事業

### 【事業内容】

- ・三次市の地域支援事業（元気ハツラツ教室、高齢者トレーニング教室など）を引き続き受託します。

### 【実施状況】

- ・参加者が固定化しており、新規参加者を増やす働きかけを検討する必要がある。

### 【今後の方針】

- ・より多くの方に参加していただくため、情報提供を広報紙やホームページを通じて行う。
- ・市保健師や民生委員児童委員とも連携していく。

【事業計画】	実施年度				
	'19年	'20年	'21年	'22年	'23年
広報紙やホームページなどにより情報提供を行い、多くの住民が事業に参加できるよう働きかけを行います。					
参加者が地域で自立した生活を続けられるよう、市保健師や民生委員児童委員と連携をとって支援を行います。					

## □ 障害者地域生活支援事業

### 【事業内容】

- ・聴覚障がい者、中途失聴・難聴者の情報保障として、手話通訳者と要約筆記奉仕員の派遣事業を行います。
- ・技術ボランティアサークルと連携して、点字や録音テープによる広報で視覚障がい者の情報保障をします。
- ・各種支援ボランティア養成講座を開催し、障がい者の社会参加の支援体制を整えます。
- ・車イスやベッドなどの福祉機器を整備、リサイクルし、身体障がい者に対して貸出しを行います。
- ・学校の長期休業中に障がい児の生活の安定と、保護者の就労支援を目的に障害児生活訓練事業を行います。

### 【実施状況】

- ・派遣事業は地域の行事や研修会だけでなく、個人の医療機関受診などでも依頼がある。
- ・養成講座は参加者が減少傾向にあり、講座毎の課題の抽出、検証が必要である。
- ・障害児生活訓練事業は参加者が減少傾向。重度障がい児については通所施設など事業所が増えていることもあり、軽度利用者の参加が多い。他の障害福祉事業の対象とならない方への受け皿としても事業を継続していく必要がある。

### 【今後の方針】

- ・障害者差別解消法などと連動した事業として、関係機関との連携を図る。
- ・養成講座修了者に対して、派遣事業以外の行事でも協力を依頼するなど、ボランティア活動へつながるような方法を検討する。

【事業計画】	実施年度				
	'19年	'20年	'21年	'22年	'23年
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業の利用が社会参加につながるよう、当事者団体及び登録者、関係機関と協働して利用しやすい体制づくりと事業周知に取り組みます。					
各奉仕員の増員につながるよう、関係団体・機関との連携強化、養成講座の広報活動に取り組みます。講座修了者に対して情報提供などのフォローアップを通して、活動機会をつくる働きかけを行います。					
要約筆記奉仕員養成講座（H30年度修了者数 2名）	3名	3名	3名	3名	3名
録音（朗読）ボランティア養成講座（H30年度修了者数 10名）	10名	10名	10名	10名	10名
手話奉仕員養成講座（H30年度修了者数 7名）	10名	10名	10名	10名	10名
点訳ボランティア養成講座（H30年度修了者数 3名）	3名	3名	3名	3名	3名

## □ 広報活動

### 【事業内容】

- みよし社協だよりの発行やホームページ、支所だよりなどを通して市社協の活動について地域に発信します。
- 広報委員会を開催し、市社協の取り組みが地域へ広く認知してもらえる方法などについて検討、実施します。
- “福祉に関わる取り組み”や“健康づくり”“地域共生社会に向けた取り組み”などについて地域住民に関心を持ってもらえるイベントを検討、実施します。

### 【実施状況】

- ホームページによる情報発信はアクセス数が上がってきている。その他の媒体（SNSなど）を活用した情報発信について検討の必要がある。
- 「みよしいきいきふれあいフェスタ」へ参加しているが、地域福祉部分の発信ができていない。市社協として参加するコンセプトを明確にする必要がある。

### 【今後の方針】

- 広報委員会で全体的な広報方針や各媒体の受け持ち、事業毎に必要な媒体などを計画・実施する体制づくりに取り組む。
- 地域で求められている情報を効果的に届けることができるよう、地域の声や状況を反映させていく体制づくりを行う。
- 「みよしいきいきふれあいフェスタ」へは、年度ごとに地域へ発信するテーマを明確にして参加する。

【事業計画】	実施年度				
	'19年	'20年	'21年	'22年	'23年
「みよし社協だより」を隔月で発行し、地域住民へ“福祉”に関する情報を発信します。					
	→ 広報（年6回）				
広報委員会で、SNSやケーブルテレビ、各報道機関など様々な媒体の活用について検討し、市社協の情報が広く地域へ認知してもらえるよう働きかけを行います。	新規				
	→				
“福祉に関わる取り組み”や“健康づくり”“共生社会に向けた取り組み”などについて地域住民に関心を持ってもらえるイベントを検討、実施します。					
	→ イベント（年1回以上）				

## □ 各種団体との連携強化

### 【事業内容】

- ・民生委員児童委員協議会の理事会や定例会に参加し、地域の福祉課題に協力して取り組みます。
- ・社会福祉団体（三次市老人クラブ連合会・三次市遺族会連合会・三次市身体障害者連合会・三次市認知症の人と家族の会）と連携します。
- ・介護支援専門員連絡協議会と連携します。
- ・市社協事業に関連する団体・関係機関と連携し事業の調整を図ります。
- ・新たな制度や社会情勢の変化により、連携が必要と思われる新たな団体との関係づくりに取り組みます。

### 【実施状況】

- ・会議の開催、参加、行事の手伝いなどを通じて各種団体と連携をとっている。
- ・介護支援専門員協議会と連携し、その意義や目的、役割りを明確にする必要がある。

### 【今後の方針】

- ・「地域共生社会」へ向けた取り組みとして、環境・社会教育・産業など多岐にわたる分野との連携と協働が必要になる。他分野とのつながり方を模索していく。

【事業計画】	実施年度				
	'19年	'20年	'21年	'22年	'23年
民生委員児童委員協議会の理事会などに参加し、活動の支援や連携強化に取り組みます。					
社会福祉団体とのつながりや活動を支援し、「地域共生社会」に向けた協働について協議をしていきます。					
介護支援専門員連絡協議会と連携し、地域課題の共有や連携体制の構築を図ります。					
地域課題を地域包括ケア推進協議会（仮称）で協議し、関係機関と連携し課題解決に取り組みます。	新規				
地域貢献を行おうとする社会福祉法人や企業と連携し、地域課題の解決に取り組みます。	新規				

## □ ふれあい出前講座

### 【事業内容】

- 小中学校や地域などへ出向き、福祉や介護などについて伝えていきます。
- ふれあい出前講座のメニューがより地域の要望に寄り添った内容となるよう定期的に見直し、更新します。

### 【実施状況】

- 必要に応じてメニューの見直しを行っている。アンケート結果を反映させたり、社会情勢や関係法律の変更に合わせた講座内容の見直しのため、定期的な検討機会を設ける必要がある。
- 学校や関係機関、企業との連携を検討する。

### 【今後の方針】

- 出前講座をホームページや広報紙で紹介し、地域への周知を図る。
- 講座内容の柱をつくり、職員に対しての勉強会を開催するなどして、新たな講師を養成する。

【事業計画】	実施年度				
	'19年	'20年	'21年	'22年	'23年
講座内容の見直しを行います。また、学校や関係機関、企業との連携を検討し、新たなメニュー作りをすすめます。					→
職員がふれあい出前講座の講師として地域に出向き、福祉や介護などについての情報を伝えます。また、そのための勉強会を開催します。					→

## □ 福祉教育推進活動支援

### 【事業内容】

- 各学校を訪問し、福祉教育推進事業についての趣旨説明や福祉教育支援を行います。
- 地域で多世代が参加でき、地域の互助活動へつながる仕掛けとなるような講演会を開催します。
- 福祉教育推進校へ活動費の助成を行います。

### 【実施状況】

- 研究講演会は学校関係者が参加することが難しく、実施に至らないなど、小中学校とは助成以外の関りが薄い。
- ボランティアや当事者団体、学校と連携、協議できるような関係づくりをすすめる必要がある。

### 【今後の方針】

- 福祉教育は学校だけでなく地域を巻き込めるよう、他事業の研修・講演会でも福祉教育を含めて企画する。

【事業計画】	実施年度				
	'19年	'20年	'21年	'22年	'23年
学校・地域の関係団体へ向けて、福祉教育推進事業についての説明や情報提供を行い、地域と一体となって取り組める事業となるよう提案していきます。					→
地域で多世代が参加できる福祉の活動体験などの研究講演会開催に向け、関係団体との協議の場を作り、実践につなげていきます。	新規				→
福祉教育推進校へ活動費を助成します。					→

## □ 共同募金運動の推進

### 【事業内容】

- 共同募金委員会の事務局として、共同募金運動を推進します。
- 共同募金を市社協の地域福祉事業の事業費として有効に活用します。
- 共同募金に対する理解を深めるための広報、啓発活動を推進します。

### 【実施状況】

- 各地域関係者との連携、協働体制ができている。
- 地域福祉推進ために、広報の強化や地域テーマ募金などが有効活用ができるよう検討が必要である。

### 【今後の方針】

- 共同募金の事務効率化と体制の見直しを行う。
- 共同募金助成で事業を行う際は、助成事業であることを周知するなど、共同募金への理解や協力をより広めていくための方法についても検討する。

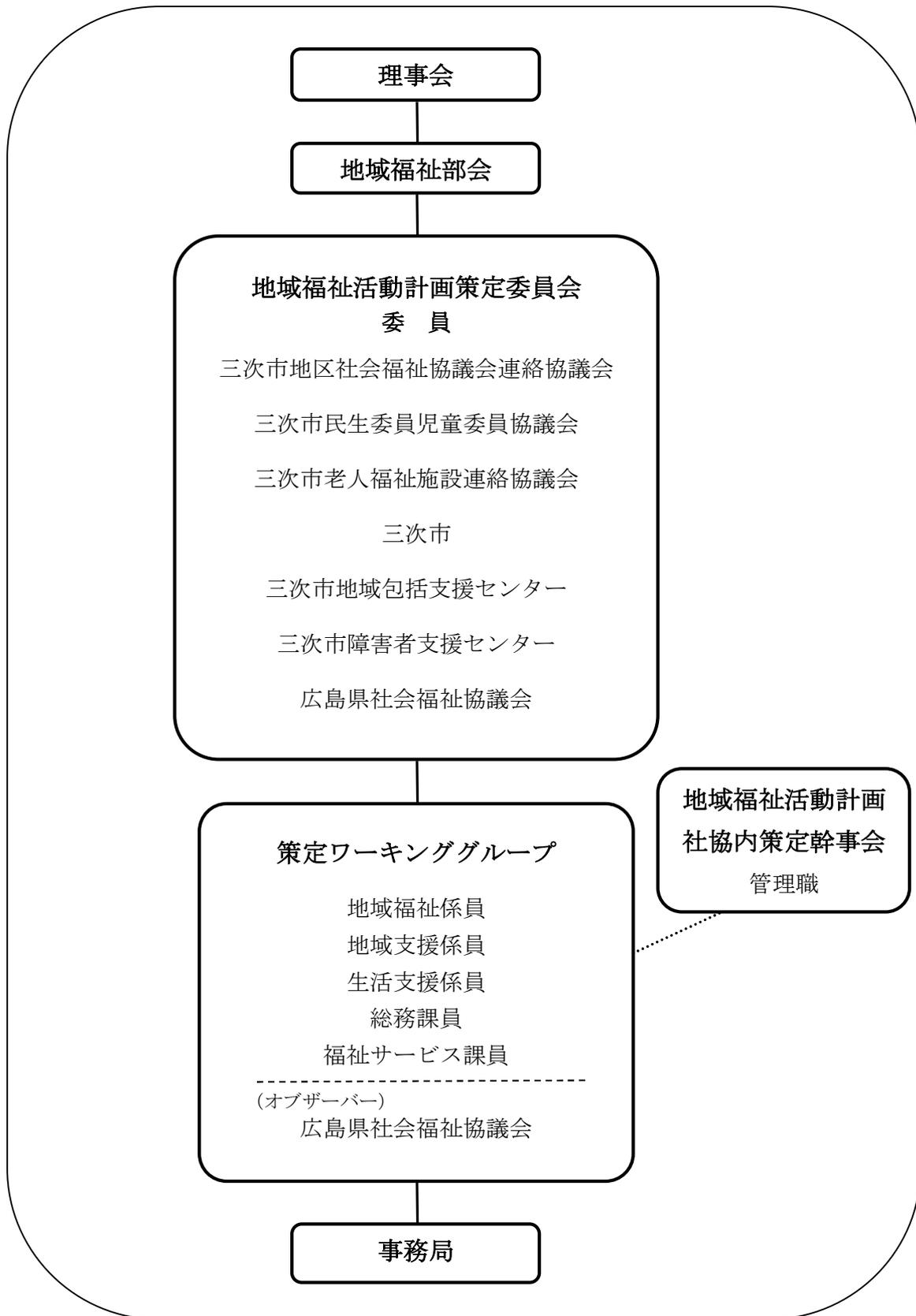
【事業計画】	実施年度				
	'19年	'20年	'21年	'22年	'23年
共同募金の助成事業に対する住民の理解を深めながら、戸別募金、法人募金などの協力推進を図ります。					



資 料 編



# 1. 三次市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定の体制



## 2. 地域福祉活動計画策定にかかる地域福祉部会等名簿

### ●三次市社会福祉協議会理事会地域福祉部会

役 職	氏 名	備 考
部 長	有田 雅俊	副会長
部会員	森田 和利	理事
	鷺尾 實	
	田村 眞司	
	森末 善彦	

### ●地域福祉活動計画策定委員

役 職	氏 名	備 考
委員長	淀 弘之	三次市民生委員児童委員協議会
委 員	藤井 敏美	三次市地区社会福祉協議会連絡協議会
	佐藤 信二	三次市老人福祉施設連絡協議会
	渡邊 智昭	三次市
	竹本 宏子	三次市地域包括支援センター
	新田 衆治	三次市障害者支援センター
	松井 寛泰	広島県社会福祉協議会

### ●地域福祉活動計画社協内策定幹事会

役 職	氏 名
事務局長	堂本 昌二
次長・総務課長	大田 千代
江水園施設長	足利 晃昭
地域福祉課長	鹿本 武治
福祉サービス課長	中野 和彦
地域福祉課長補佐	梶原 真美
生活支援係長 君田・三和支所長	還来地 賢成
総務係長 作木・布野支所長	新光 伸之
地域福祉係長 吉舎・甲奴支所長	田村 賢治
福祉サービス課長補佐	新田 丈二
地域支援係長 三良坂支所長	安井 ひろえ

### ●策定ワーキンググループ

所 属	職 名	氏 名
総務課	主 事	竹原 瑞穂
地域福祉課	主 事	天野 かおり
	主 事	藤井 瑞保
福祉サービス課	主 事	高橋 直子
広島県社会福祉協議会 (オブザーバー)	主 任	松井 寛泰

### ●事務局

所 属	職 名	氏 名
地域福祉課	課 長	鹿本 武治
	係 長	安井 ひろえ
	主 事	近藤 洋介
	主 事	清本 志乃

### 3. 地域福祉活動計画策定経過

#### ①三次市社会福祉協議会理事会地域福祉部会

回	日 時	協議内容
第1回	平成30年8月3日(金)	地域福祉部長選任 諮問 第5次計画策定の進め方について
第2回	平成30年11月19日(月)	第4次活動計画評価について 第5次活動計画全体企画について 他
第3回	平成31年2月1日(金)	第5次活動計画(案)について
第4回	平成31年3月14日(木)	第5次活動計画(最終案)について 答申

#### ②地域福祉活動計画策定委員会

回	日 時	協議内容
第1回	平成30年9月25日(火)	策定委員長選任 地域福祉活動計画の考え方について 第5次計画策定の進め方について
第2回	平成30年10月31日(水)	第4次活動計画評価について 第5次活動計画全体企画について他
第3回	平成31年1月22日(火)	第5次活動計画(案)について
第4回	平成31年3月8日(金)	第5次活動計画(最終案)について

#### ③地域福祉活動計画社協内策定幹事会

回	日 時	協議内容
第1回	平成30年9月11日(火)	第5次計画策定の進め方について他
第2回	平成30年10月26日(金)	第4次活動計画評価について 第5次活動計画全体企画について他
第3回	平成31年1月17日(木)	第5次活動計画(案)について
第4回	平成31年2月14日(木)	第5次活動計画(最終案)について

④地域福祉活動計画ワーキング会議

回	日 時	協議内容
第1回	平成30年9月26日(水)	地域福祉活動計画の考え方について ワーキングの進め方について
第2回	平成30年10月11日(木)	第4次活動計画評価について
第3回	平成30年10月22日(月)	第4次活動計画評価について
第4回	平成30年11月6日(火)	全体企画について
第5回	平成30年11月14日(水)	重点目標について他
第6回	平成30年11月21日(水)	重点目標について他
第7回	平成30年11月28日(水)	重点目標について他
第8回	平成30年11月29日(木)	重点目標について他
第9回	平成30年11月30日(金)	重点目標について他
第10回	平成31年1月15日(火)	第5次活動計画(案)について
第11回	平成31年3月1日(金)	第5次活動計画(最終案)について

⑤地域福祉活動計画事務局会

回	日 時	協議内容
第1回	平成30年6月1日(金)	地域福祉活動とは(県社協参加)
第2回	平成30年6月11日(月)	活動計画策定の体制について他
第3回	平成30年6月19日(火)	活動計画策定のスケジュールについて他
第4回	平成30年8月28日(火)	活動計画策定の進め方について他 (県社協参加)
第5回	平成30年9月4日(火)	活動計画全体企画案作成他
第6回	平成30年10月31日(水)	計画策定の進め方について(県社協参加)
第7回	平成30年11月29日(木)	ヒアリングについて
第8回	平成30年12月17日(月)	進捗状況確認等
第9回	平成31年1月10日(木)	第5次活動計画(案)について (県社協訪問)
第10回	平成31年2月7日(木)	第5次活動計画(案)について

## 4. 事業説明

行	事業名	説明
あ	あんしんサポート センターかけはし	広島県社会福祉協議会に設置されている、権利擁護に係る相談、手続き支援の総合相談窓口。
	ウェブサイト	インターネット上で展開されている、情報の集合体としてのホームページ。
	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネットを介して、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービス。
か	共同募金	赤い羽根をシンボルとする募金。各都道府県に設立された共同募金会が実施主体となって、社会福祉を目的とするさまざまな事業活動に幅広く助成されている。
	元気サロン	地域ぐるみで、地域住民自らが元気であるために「週1回」「5人以上」が集まり「体操（三次市介護予防プログラム）」を続けていくもの。
	権利擁護センター もみじ	成年後見制度に係る相談、手続きの説明や法人として成年後見人等を受任し支援する事業。
さ	災害ボランティア センター	災害時に被災地に設置し、被災者のニーズ把握やボランティア受入れなどを行い、ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。
	市民後見人	一般市民による成年後見人。認知症などで判断能力が不十分な方に、親族がいない場合に同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から任命され、本人に変わって法律行為を行う。
	障害者差別解消法	障がい者を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた法律。障害のある人に対する不当な差別的扱いを禁止し、行政機関や事業者に対して合理的配慮の提供を求めている。
	障害者総合支援法	障がい児者が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。
	生活支援体制整備事業	地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制を整備する事業。
	成年後見制度	認知症などで判断能力が不十分な方を、法律面や生活面で支援する制度。
た	地域共生社会	誰もが住みなれた地域で、生きがいを持って暮らし、共に支え合う社会のこと。
	地域支え合いセンター	平成30年7月豪雨で被災された方々に対して、災害による困りごとの相談支援や、福祉や生活支援サービスの紹介などを行う事業。
	地域資源マップ	地域にある病院や施設など、社会生活をする上で必要な情報をわかりやすくまとめたもの。

行	事業名	説明
た	地域包括ケアシステム	可能な限り住みなれた地域で、自分らしく安心して暮らすことができるよう、その方にあった住まい・医療・介護・介護予防・生活支援などのサービスを適切に切れ目なく受けられる地域の仕組み。
	地域包括ケア推進協議会（仮称）	個別事例の背景にある地域課題の把握・対応と、行政や関係機関へ政策提言を行うことを目的とした協議会。
	地区社会福祉協議会（地区社協）	地域の住民が相互協力して、地域の社会福祉の増進をめざして市社会福祉協議会とともに活動していくために、学校区、町内会・複数常会などの日常生活圏域単位で組織設置された住民組織。三次市内には現在55の地区社会福祉協議会がある。
な	2025年問題	1947～49年の「第1次ベビーブーム」で生まれた「団塊の世代」が75歳以上となる2025年頃から起こる様々な問題のこと。5人に1人近くが75歳以上という超高齢化社会になるとされている。
は	PDC Aサイクル	業務管理手法の一つ。業務の計画(Plan)を立て、計画に基づいて業務を実行(Do)し、実行した業務を評価(Check)し、改善(Act)が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立てる。
	被災者生活サポートボラネット	災害時に被災者の生活再建に向けた支援を協働で行なうボランティアのネットワーク。
	被災者生活サポートセンター	全国的には、災害ボランティア活動をする拠点として災害ボランティアセンターというが、被災者の生活支援を第一に考え、「生活をサポートする」という幅広い視点にたち、広島県内では被災者生活サポートボランティア活動を行う拠点として、被災者生活サポートセンターという。
	福祉サービス利用援助事業かけはし	高齢であることや障がいのあることなどで、介護保険などの各種福祉サービス利用について判断がつきにくい場合や日常的な金銭・書類管理に不安がある場合に支援するサービス。
	福祉資金	低所得世帯や障がいを持つ人、療養・介護を要する高齢者が同居している世帯を対象に、自立した日常生活を送るために一時的に必要な費用や、緊急に必要な小口資金を無利子または低利で貸し付ける制度。
	ふれあい・いきいきサロン	住民の誰もが気軽にいつでも寄り合え、仲間づくりや生きがいをづくりを行い、地域でいつまでもいきいきと暮らせることを目指す交流活動の場所。地域での孤立予防や地域住民による日頃の見守り・支え合い活動へつなげていくもの。
	ふれあい出前講座	三次市社会福祉協議会職員が専門的な知識を活かし、福祉や介護について地域へ出向いて行う講座。

行	事業名	説明
は	ボランティア はるかぜネット	<p>高齢者や障がい児者、子育て世帯、病気やけがをした方などが、日常生活で困った時に利用できる地域住民による有償の助け合いボランティア活動。（住民参加型在宅福祉サービス）</p> <p>利用会員：利用料 300 円／1 時間 ボランティアはるかぜ会員：活動費 600 円／1 時間</p>
ま	三次市 生活サポート事業	<p>要支援 1、2 に認定された方が自宅で安心して自立した生活を送ることができるように、日常のちょっとした困りごとを地域の支え合いとして、生活支援サポーターにより支援を行うサービス。介護保険事業として位置づけられた事業。</p> <p>利用料 1,000 円／1 時間（自己負担 100 円～200 円） 生活サポート会員：活動費 600 円／1 時間</p>
	三次なんでも ボランティアバンク	<p>三次市内のボランティア団体をサポートすることを目的としたボランティアグループ登録制度。活動の紹介や広報、ボランティア活動の調整などを行う。</p>

三次市社会福祉協議会  
第5次地域福祉活動計画

平成31（2019）年度～令和5（2023）年度

発行 社会福祉法人 三次市社会福祉協議会 地域福祉課

〒728-0013 広島県三次市十日市東三丁目14番1号

TEL (0824) 63-3340 (直通)  
(0824) 63-8975 (代表)

FAX (0824) 62-6827

Eメール mycity@cc.wakwak.com

<http://www.miyoshi-shakyo.com/>